

### 3. 教員組織

#### 3-1 専任教員数に関する法令上の基準の遵守（レベル I ◎）

##### 〔現状の説明〕

専任教員数について、「告示第53号」第1条第1項は、最低12人、学生15人につき1人の配置を求めている。

この点に関して本法科大学院の入学定員は25人である（資料3-1-1 [表13]）ことから、法令上の必要最低教員数は12人である。これに対して、2013年5月1日現在の専任教員数は16人である（資料3-1-1 [表5]）。

##### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員数については、25人の入学定員に対して16人の専任教員を配置していることから、「告示第53号」第1条第1項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

##### 〔根拠・参照資料〕

資料3-1-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」

#### 3-2 1専攻に限った専任教員としての取扱い（レベル I ◎）

##### 〔現状の説明〕

専任教員の専攻ごとの配置について、「告示第53号」第1条第2項は、「一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする」ことを求めている。この点に関して本法科大学院では、すべての専任教員を法務研究科法務専攻に限った専任教員として取り扱っている。

##### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

1専攻に限った専任教員としての取扱いを行っていることから、「告示第53号」第1条第2項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### 3-3 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（レベル I ◎）

##### 〔現状の説明〕

専任教員数のうち教授の数について、「告示第53号」第1条第3項は、原則として半数以上を教授とすることを求めている。

この点に関して本法科大学院の専任教員は、16人全員が教授である（資料3-3-1 [表5]）。

##### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員のうち、半数以上が教授であることから、「告示第53号」第1条第3項に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

##### 〔根拠・参照資料〕

資料3-3-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」

### 3-4 専任教員としての能力（レベルⅠ◎）

#### 〔現状の説明〕

専任教員としての能力について、「専門職」第5条は、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員の配置を求めている。

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

この点に関して本法科大学院の専任教員は、「法科大学院基礎データ〔様式4〕」（資料3-4-1〔表10〕）が示すと通りの教育研究上の業績及び実務経験等を有している。

#### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員の能力に係る点検・評価に関して、すべての専任教員は、当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、高度な技術・技能を有する者又は特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。したがって、「専門職」第5条に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### 〔根拠・参照資料〕

資料3-4-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

### 3-5 実務家教員（レベルⅠ◎）

#### 〔現状の説明〕

実務家教員の配置について、「告示第53号」第2条は、法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

本法科大学院では、前回の認証評価時（2009年度）には4人の実務家教員を配置していたが、2011年度末に1人が退職し、2012年度には3人となった。さらに、そのうち1人は前職（官庁）を退職して10年以上経過したため、評価の視点3-4の留意事項にしたがい、今回の申請では実務家教員から除外した。そのため、2013年5月1日現在の配置人数は2人である（資料3-5-1）。そのうち1人は2013年度末をもって退職予定である。

以上の実務家教員2人は、いずれも裁判官として5年以上の経験を有し、退職後は弁護士として活動している（資料3-5-2〔表7〕）。

#### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

実務家教員の配置に係る点検・評価については以下のとおりである。

本法科大学院の必要最低教員数は12人であるから（評価の視点3-1）、実務家教員の必要最低人数はおおむね2.4人以上である。これに対して実務家教員の配置人数は2人であるため、「告示第53号」第2条の基準をみたしているとはいえない。また、さらに1人が退職予定であることについても対応が必要である。

### [将来への取り組み・まとめ]

将来への取り組みについては、法令上の基準をみたしていない状態を可及的速やかに解消できるよう、2人の実務家教員を採用する。採用予定者については2人とも内定しており、いずれも2014年4月1日付けで着任する予定である。

### [根拠・参照資料]

資料3-5-1 龍谷大学法科大学院「2008-2013年度 龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」2013年10月【巻末リストD002】

資料3-5-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

## 3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置（レベルⅠ◎）

### [現状の説明]

法律基本科目への専任教員の配置について、「法科院基準」は、各科目に専ら実務的側面を担当する教員を除いた専任教員を1人以上配置することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、民法に3人、憲法及び刑法に各2人、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に各1人（計11人）の専任教員を配置している（資料3-6-1〔表6〕）。

### [点検・評価（長所と問題点）]

法律基本科目への専任教員の配置については、各科目に専ら実務的側面を担当する教員を除いた専任教員を1人以上配置していることから、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

### [根拠・参照資料]

資料3-6-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

## 3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置（レベルⅠ◎）

### [現状の説明]

法律基本科目、基礎・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の配置について、「法科院基準」は以下の事項に留意することを求めている。

- (1) 法律基本科目について、80%前後は専任教員が担当しているかに留意する。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。
- (2) 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、20%前後は専任教員が担当しているかに留意する。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。

これらの点に関して本法科大学院では、法律基本科目（延べ46.0科目）のうち、39.5科目（85.9%）を専任教員が担当している。基礎・隣接科目については、延べ29.0科目のうち、24.0科目（82.8%）を専任教員が担当している。展開・先端科目については、延べ25.0科目のうち、10.0科目（40.0%）を専任教員が担当している（資料3-7-1〔表2〕）。

### [点検・評価（長所と問題点）]

科目群別の専兼比率について、法律基本科目では80%を超えており、基礎・隣接科目及び展開・先端科目での20%を大きく超えていることから、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

### [根拠・参照資料]

資料3-7-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」

## 3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置（レベル I O）

### [現状の説明]

主要な実務基礎科目への実務家教員の配置状況については、以下のとおりである。

ここでは、主要な実務基礎科目として、「龍谷版到達目標」に掲げる「法曹倫理」、民事訴訟実務に関する科目、刑事訴訟実務に関する科目及び「法務研修」について記述する。

#### (1) 「法曹倫理」

「法曹倫理」については実務経験を有する客員教授が担当している（資料 3-8-1 [p. 41]）。ただし、担当教員は弁護士であるため、裁判官倫理については元裁判官をゲストスピーカーに招へいすることによって対応している（資料 3-8-2）。他方で、検察官経験者は当該科目を担当していない。そのため、検察官倫理については、「法務研修」の事前研修の一環として元検察官による講演を行うことで補充している（資料 3-8-3）。

#### (2) 民事訴訟実務に関する科目

民事訴訟実務に関する科目としては、「民事実務総合演習 I」及び「民事実務総合演習 II」がある（資料 3-8-1 [pp. 44-45]）。両科目とも、3クラスを開設しており、両科目を3人の教員が担当する。担当者教員のうち、2人は専任の実務家教員であり、1人は実務経験を有する客員教授である。3人の担当教員は、全員が民事訴訟を扱った経験を有する元裁判官であり、そのいずれもが退職後は弁護士として活動している。

#### (3) 刑事訴訟実務に関する科目

刑事訴訟実務に関する科目のうち、「刑事実務弁護」については2クラスを開講しており、実務経験を有する客員教授、非常勤講師各2人（計4人）が担当している。担当者は全員が刑事事件を扱う弁護士であり、1クラスにつき客員教授、非常勤講師各1人を配置している（資料3-8-1 [p. 43]）。

また、「刑事実務総合演習」については2人ずつの研究者教員（専任教員）と実務家教員（客員教授、非常勤講師各1人）が担当している。担当者は、実務家教員のみならず、研究者教員についても2人ともが弁護士登録しており、4人全員が実際に刑事事件を受任している。開講クラス数については2クラスであり、各クラスに研究者教員と実務家教員を1人ずつ配置している（資料 3-8-1 [p. 46]）。

#### (4) 「法務研修」

「法務研修」については、弁護士事務所や企業法務部が学生の実習先であり、実習先の指導担当者を客員教授又は非常勤講師に委嘱している。科目全体の運営についても実務家教員（専任・客員）が「プロジェクト担当教員」として参画している（評価の視点 2-13）。

### [点検・評価（長所と問題点）]

実務基礎科目への実務家教員の配置については、「龍谷版到達目標」に掲げるすべての科目に配置していることから適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

### [根拠・参照資料]

- 資料3-8-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】
- 資料3-8-2 龍谷大学法科大学院「2013年度教学促進費による講演会開催一覧」2014年2月5日現在【巻末リストC086】
- 資料3-8-3 龍谷大学法科大学院教務課「2013年度後期開講『法務研修』受講生対象 事前合同演習の開催について（お知らせ）」2013年11月13日付け掲示【巻末リストC041】

## 3-9 専任教員の年齢構成（レベルⅠ◎）

### [現状の説明]

専任教員の年齢構成について、「大学院」第8条第5項は、「教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮する」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、年齢構成のバランスが著しく偏っている例として、「65歳以上の教員が、全体の50%を超えるような場合」を挙げている。

この点に関する本法科大学院の状況については、2013年5月1日現在で、専任教員16人のうち、41歳ないし50歳が4人、51歳ないし60歳が8人、61歳ないし70歳が4人である（資料3-9-1〔表8〕）。平均年齢は55歳であり、65歳以上の教員数は1人（6.3%）である（資料3-9-1〔表7〕）。

### [点検・評価（長所と問題点）]

専任教員の年齢構成に関して、本法科大学院の教員組織は、40歳代から60歳代にかけての幅広い年齢層から構成されており、65歳以上の教員数は16人中1人である。したがって、「大学院」第8条第5項及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

### [根拠・参照資料]

- 資料3-9-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

## 3-10 教員の男女構成比率の配慮（レベルⅡ○）

### [現状の説明]

専任教員の男女構成比率に係る現状については以下のとおりである。

2009年度認証評価時には、1人の女性教員が在職していたが、2010年度末に当該教員は任期満了により退職した。他方、教員採用については、2009年度ないし2013年度に5人の専任教員を採用したが、その中に女性教員は含まれていない（資料3-10-1）。そのため、2013年4月1日現在では、専任教員16人全員が男性である（資料3-10-2〔表7〕）。

なお、教員選考に当たっては、「選考内規」第1条に基づき、人格、教育能力、研究業績、実務経験及びその他教学に関連する事項を総合的に評価し、採用者を決定している（資料3-10-3）。

### [点検・評価（長所と問題点）]

教員の男女構成比率の配慮に係る点検・評価については以下のとおりである。

女性教員がいない状態を踏まえれば、男女比率に対する配慮が適切であるとはいいがたい。ただし、教員採用に当たっては、「選考内規」に基づく選考を行っており、男性を優先させるような取扱いはしてない。しかし、固有の「理念等」に根ざした専門科目を担当できる高度の能力を備えた人材は限られる一方、全国的にも法学研究者及び法曹実務家の構成比は男性への偏りがみられる。これらを踏まえれば、本法科大学院のような小規模な法科大学院で、常時、一定以上の女性比率を維持することは容易ではない。

#### [将来への取り組み・まとめ]

今後の人事採用計画の中で、引き続き女性教員の採用に努める。

#### [根拠・参照資料]

- 資料3-10-1 龍谷大学法科大学院「2008-2013年度 龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」2013年10月【巻末リストD002】  
資料3-10-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」  
資料3-10-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」2005年4月20日制定【巻末リストA031】

### 3-11 専任教員の後継者の補充等（レベルⅡ〇）

#### [現状の説明]

専任教員の後継者の育成及び補充に係る現状については以下のとおりである。

後継者の養成については、研究者養成を担う本学大学院法学研究科との間で役割を分担しており、本法科大学院としては教員養成に係る組織的な取り組みを行っていない。ただし、これまでは博士後期課程に進学を希望する修了生を研究生として受け入れ、学習環境を提供した実例がある。

なお、本学大学院法学研究科では、法科大学院出身者を受け入れるため、博士後期課程の入学選抜に当たっては、専攻分野に関する論文を提出することにより、修士論文の提出を不要としている。

専任教員の補充については、計画的な人事に努めている。しかしながら、評価の視点3-5で既述したとおり、実務家教員の配置については、2013年5月1日の時点では法令の基準をみたしていない。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

専任教員の後継者の育成及び補充に係る点検・評価については以下のとおりである。

専任教員の後継者の育成については、博士後期課程への進学希望者がいる場合に個別の支援を行うにとどまっているものの、できる限りの取り組みを行っている。このような状況は、十分とはいえないものの、進学希望者がほとんどいないことを踏まえれば、やむを得ないものと認識している。また、将来的には司法試験に合格した修了生の中から法科大学院の実務家教員が生まれることも期待される。

専任教員の補充については評価の視点3-5でも既述したとおり、実務家教員の補充が適切になされていないことは問題である。

#### [将来への取り組み・まとめ]

将来への取り組みについては以下のとおりである。

専任教員の後継者の育成については、現状を踏まえてどのような方策を取りうるのかということについて、引き続き模索する。専任教員の補充については、評価の視点3-5で既述

したとおり、実務家教員の欠員については解決のめどが立っている。今後は、法令上の基準を欠くことのないよう、計画的な人事に努める。

### 3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程（レベルⅠ〇）

#### 〔現状の説明〕

教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程としては、全学の「教育職員選考基準」（資料3-12-1）がある。法科大学院教員の選考については、これに加え「選考内規」（資料3-12-2）及び「手続細則」（資料3-12-3）を制定して対応している。教員の採用及び昇格の手続については、これらの規程に基づき、教授会が行っている。

採用手続については、「手続細則」に定めるとおり、発議（第1条）、選考委員会の設置（第2条）及び選考と審議決定（第3条）の各手続を経て行っている（資料3-12-3）。

選考に際しては、固有の「理念等」に沿った多様かつ高度な内容の授業科目からなる教育課程の実施という観点から、関係教員等への推薦依頼に基づく個別審査制をとっている。具体的な選考基準については以下のとおりである（資料3-12-2）。

#### （選考の基準）

第2条 教員の選考は次の基準に該当するものについて行う。

##### (1) 教授

- イ 6年以上大学准教授の経歴を有する者又は大学卒業後10年以上の研究歴を有する者
- ロ 実務家教員については、5年以上の実務経験及び特に高度な実務能力を有する者
- ハ 本項イ又はロの該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

##### (2) 准教授

- イ 2年以上大学助教の経歴を有する者又は1年以上大学専任講師の経歴を有する者もしくは大学卒業後5年以上の研究歴を有する者
- ロ 実務家教員については、5年以上の実務経験及び高度な実務能力を有する者
- ハ 本項イ又はロの該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

##### (3) 専任講師

- イ 1年以上大学助教の経歴を有する者又は大学卒業後3年以上の研究歴を有する者
- ロ 実務家教員については、5年以上の実務経験を有する者
- ハ 本項イ又はロの該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

#### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

教員の採用及び昇格の手続については各種の規程を定めており、その内容についても問題はないと考えていることから、「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### 〔根拠・参照資料〕

資料3-12-1 「教育職員選考基準」1994年3月10日 部局長会申合せ【巻末リストA010】

資料3-12-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」2005年4月20日制定【巻末リストA031】

資料3-12-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考手続細則」2005年4月20日制定【巻末リストA032】

### 3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程にのっとり適切な運用（レベル I ○）

#### 〔現状の説明〕

教員の募集・任免・昇格について「法科院基準」は、その規程にのっとり、教授会等の責任の下で適切に行うことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、専任教員の募集・任免・昇格については、評価の視点3-12で既述した各規程等にのっとり行っている。

2009年度以降の教員採用及び昇任の実績については、表 24のとおりである。いずれの人事手続でも選考基準については「選考内規」（資料3-13-1）第2条にしたがい行った。また、選考手続については「手続細則」（資料3-13-2）にしたがい、発議（第1条）、選考委員会の設置（第2条）及び選考と審議決定（第3条）の手続を経て行った。これらについては、すべて教授会の責任の下で行った。

表 24 専任教員の採用・昇任人事一覧（2009-2013 年度）

採用又は昇任日	区分	該当する選考基準
2009年4月1日	採用	「選考内規」第2条（1）のロ
2010年4月1日	採用	「選考内規」第2条（1）のイ
	採用	「選考内規」第2条（2）のイ
2011年4月1日	採用	「選考内規」第2条（1）のイ
2012年4月1日	昇任	「選考内規」第2条（1）のハ
2013年4月1日	採用	「選考内規」第2条（1）のイ

出典）各選考委員会資料（法科大学院教務課保管資料）に基づき作成。

#### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

教員の募集・任免・昇格に関する運用については、各種規程にのっとり、教授会の責任の下で行っていることから、「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### 〔根拠・参照資料〕

資料3-13-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」2005年4月20日制定【巻末リスト A031】

資料3-13-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考手続細則」2005年4月20日制定【巻末リスト A032】

### 3-14 専任教員の授業担当時間の適切性（レベル I ○）

#### 〔現状の説明〕

教員の教育研究条件に関して「法科院基準」は、専任教員の授業担当時間を多くとも年間30単位（15時間）相当とすることを求めている。

この点に関して本学では、専任教員の担当授業時間数について、「専任教員の担当授業時間数に関する基準」により定めており、教授及び准教授については1週当たり10時間としている（資料3-14-1）。ただし、特任教員については、採用資格によって異なり、6時間又は8時間となっている（資料3-14-2）。また、役職者については職位に応じた負担減が認められているなどの例外的な措置も講じられている（資料3-14-1）。

各教員の2013年度の授業担当時間数については、「法科大学院基礎データ [様式4]」のとおりである。最高授業担当時間数は12授業時間であり、最低は6授業時間である。平均については、8授業時間となっている（資料3-14-3 [表9]）。

### [点検・評価（長所と問題点）]

専任教員の授業担当時間については、最も多く授業を担当している教員（12授業時間）であっても、24単位相当の時間数である。この時間数は、「法科院基準」に照らして適正範囲内にあることから問題はないものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

### [根拠・参照資料]

資料3-14-1 「専任教員の担当授業時間数に関する基準」1976年10月19日制定【巻末リストA013】

資料3-14-2 「特別任用教員規程」1983年4月1日制定【巻末リストA009】

資料3-14-3 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」

## 3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障（レベルⅡ〇）

### [現状の説明]

教員の教育研究条件に関して「法科院基準」は、研究専念期間制度（サバティカル・リーグ）等の機会の保障を求めている。

この点に関して本法科大学院では以下のとおり対応している。

本学では、専任教員が一定期間、研究に専念できるよう、「研究員規程」（資料3-15-1）に基づく研究員制度を設けている。研究員の種類には、国外研究員、国内研究員、短期国外研究員、短期国内研究員、特別研究員及び交換研究員の6種類があり（同規程第2条）、法科大学院教員にもこの規程が適用される。

研究期間に関して、国外研究員、国内研究員及び特別研究員については1年間又は6か月間である。短期国外研究員及び短期国内研究員は1か月以上3か月以内である（同規程第3条第1項）。

本法科大学院では、これらの研究員に対する研究専念措置として、教授会への出席義務及び諸委員の割当て等を免除している。また、国外研究員、国内研究員及び特別研究員については、「専任教員の担当授業時間数に関する基準」（資料3-15-2）の規定に基づき、授業担当を免除している。

研究専念措置の対応となる制度については、このほかにも、学内の各研究所等が定める各種制度がある。そのうち、2009年度以降に法科大学院教員の利用実績がある制度としては、「社会科学研究所」（資料3-15-3）の専任研究員制度がある。この制度は、「研究所等における専任研究員任用規程」（資料3-15-4）に基づき、各学部又は研究科所属の専任教員が、一定期間、当該研究所に移籍し、専任研究員となる制度である。社会科学研究所専任研究員については、同規程第7条第2項の規定により、専任教員としての義務が免除される。また、同規程第8条の規定により、授業担当についても減じられる。

これらの制度に係る本法科大学院教員の利用実績及び利用計画については、表25のとおりである。

なお、上述以外にも学内の研究所等の兼任研究員の取得実績があるが、これらについては、研究専念措置の対象ではないことから、記述を割愛する。

表 25 各種研究員の状況一覧（2009年度以降）

年度	種類	期間	研究専念措置
2009	国内研究員	1年間（2009.4.1～2010.3.31）	授業担当免除 教授会等免除
2010	特別研究員	1年間（2011.3.31～2012.3.30）	授業担当免除 教授会等免除
	国内研究員	1年間（2011.3.20～2012.3.19）	授業担当免除 教授会等免除

2011	国内研究員	1年間（2012.3.1～2013.2.28）	授業担当免除 教授会等免除
	国外研究員	9か月間（2012.3.28～2012.12.27）	授業担当免除 教授会等免除
	短期国内研究員	計3か月間（2011.8.20～2011.9.20 / 2012.2.1～2012.3.31）	教授会等免除
2012	社会科学研究所専任研究員	1年間（2012.4.1～2013.3.31）	授業担当減 教授会等免除
2013	特別研究員	4か月間（2013.5.19～2013.9.18）	教授会等免除
	国外研究員	6か月間（2014.3.14～2014.9.13）	授業担当減 教授会等免除
2014	特別研究員	1年間（2014.4.1～2015.3.31）	授業担当免除 教授会等免除
2015	国内研究員	1年間（詳細未定）	授業担当免除 教授会等免除

出典）各教員の「研究計画書」（法科大学院教務課保管資料）等に基づき作成。

#### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

教員の研究活動に必要な機会の保障については、研究専念期間制度を設けており、制度の利用実績もあることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### 〔根拠・参照資料〕

資料3-15-1 「研究員規程」1989年2月23日制定【巻末リストA019】

資料3-15-2 「専任教員の担当授業時間数に関する基準」1976年10月19日制定【巻末リストA013】

資料3-15-3 龍谷大学社会科学研究所「龍谷大学社会科学研究所（パンフレット）2010年3月【巻末リストK003】

資料3-15-4 「研究所等における専任研究員任用規程」1989年2月23日【巻末リストA022】

### 3-16 専任教員への個人研究費の適切な配分（レベルⅡ〇）

#### 〔現状の説明〕

教員の教育研究条件に関して「法科院基準」は、専任教員に対する個人研究費を適切に配分することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

#### （１）個人研究費の配分

本学では、すべての専任教員に個人研究費を配分しており、その上限額は、専任教員で年間410,000円、特任教員で年間246,000円である。法科大学院教員一人当たりの平均実績額については、395,386円である（資料3-16-1〔表12〕）。

#### （２）その他の研究助成制度

個人研究費以外の研究助成制度については、「研究支援ガイド」（資料3-16-2）に掲載しているとおり、申請に基づく以下のような制度がある。

- ・ 「出版助成」（資料3-16-2〔pp.19-20〕）
- ・ 「国際会議等出席者への旅費補助」（資料3-16-2〔pp.29-30〕）
- ・ 「原稿掲載料助成」（資料3-16-2〔pp.33-34〕）

- ・「全国学会開催補助」（資料3-16-2 [p. 35]）
- ・「国際学会開催補助」（資料3-16-2 [pp. 40-41]）

これらの制度に係る利用状況については表 26のとおりであり、毎年度、数件程度の利用実績がある。

**表 26 法科大学院教員による各種研究助成制度利用件数（2009-2013 年度）**

年度	出版助成	国際会議等出席者への旅費補助	原稿掲載料助成	全国学会開催補助	国際学会開催補助	合計
2009	2	0	0	0	0	2
2010	0	2	0	0	0	2
2011	0	1	0	0	0	1
2012	1	0	0	1	0	2
2013	0	0	0	0	0	0

注) 2013 年度については、2014 年 2 月 24 日までの実績である。

出典) 研究部保管の各種資料に基づき作成。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

専任教員への個人研究費の配分状況については、全専任教員に対して一定額の個人研究費を配分しており、近隣他大学と比較しても低い水準にはない。また、これ以外にも様々な研究助成制度を整備しており、ほぼ毎年、一定の利用実績がある。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料3-16-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式 4]」

資料3-16-2 龍谷大学研究部「2013 年度版 研究支援ガイド [一部抜粋]」2013 年 7 月【巻末リスト K002】

### 3-17 人的補助体制（レベルⅡ〇）

#### [現状の説明]

人的補助体制について「法科院基準」は、教育研究に資する体制を適切に整備することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

#### (1) 教育面での補助体制

教育面に関して、授業補助については、「ティーチング・アシスタント規程」（資料3-17-1）に基づくTA制度を設けており、2013年度には年間で延べ48人の配置実績がある（資料3-17-2 及び資料3-17-3）。他方で、課外学習支援については、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に基づく「TS制度」を設けており（資料3-17-4）、2013年度には17人の配置実績がある（資料3-17-5）。さらに、授業で外部講師を招へいするための予算を「教学促進費」として確保しており、2013年度には6件の講演会の開催実績がある（資料3-17-6）。

なお、TA及びTS制度の詳細については、評価の視点2-24を併せて参照されたい。

#### (2) 研究面での補助体制

研究面での補助体制に関連し、本学では、「事務組織規程」（資料3-17-7）第23条第1項の規程に基づき、研究支援事務を充実させるための部署として「研究部」を設けている。

研究部では、研究支援のための人的支援として、研究資料のコピー及び切り貼り並びにFAXの送受信等の業務を行っている（資料3-17-8 [p.92]）。また、PCサポート室を設け、情報機器に関する技術的支援についても行っている（資料3-17-8 [p.97]）。

また、RAの配置についても、「リサーチ・アシスタント任用規程」（資料3-17-9）に基づき行っている。RAを任用できる学内組織は、「研究センター、附置研究所、矯正・保護総合センター及び龍谷ミュージアム」（同規程第1条）である。これ以外に外部資金を財源とする研究プロジェクトでも任用が可能である（同規程第2条）。前回認証評価（2009年度）以降の法科大学院教員関連の任用としては、「矯正・保護総合センター」（資料3-17-10）での研究プロジェクトがあり、2013年度には4人の任用実績がある（資料3-17-11）。

#### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育研究に資する人的な補助体制について、教育面では「教学促進費」による外部講師の招へい並びにTA及びTSの配置を行っている。研究面でも研究部による補助体制の整備及びRAの配置等を行っている。したがって、適切に対応しているものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### 〔根拠・参照資料〕

- 資料3-17-1 「ティーチング・アシスタント規程」2004年7月8日制定【巻末リストA011】
- 資料3-17-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 第1学期 TA配置状況一覧」2013年5月1日現在【巻末リストC049】
- 資料3-17-3 龍谷大学法科大学院「2013年度 第2学期 TA配置状況一覧」2013年10月1日現在【巻末リストC054】
- 資料3-17-4 「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」2005年2月10日制定【巻末リストA012】
- 資料3-17-5 龍谷大学法科大学院「2013年度 チュートリアル・スタッフ（TS）一覧」2013年6月18日現在【巻末リストC060】
- 資料3-17-6 龍谷大学法科大学院「2013年度教学促進費による講演会開催一覧」2014年2月5日現在【巻末リストC086】
- 資料3-17-7 「事務組織規程」2005年3月24日制定【巻末リストA004】
- 資料3-17-8 龍谷大学研究部「2013年度版 研究支援ガイド[一部抜粋]」2013年7月【巻末リストK002】
- 資料3-17-9 「リサーチ・アシスタント任用規程」2004年9月30日【巻末リストA020】
- 資料3-17-10 龍谷大学矯正・保護総合センター「矯正・保護総合センター 総合パンフレット 2013年度」2013年4月【巻末リストK004】
- 資料3-17-11 龍谷大学矯正・保護総合センター「2013年度矯正・保護総合センターにおける研究プロジェクトについて」2014年2月21日現在【巻末リストK005】

### 3-18 教育研究の評価と教育方法の改善（レベルⅡ〇）

#### 〔現状の説明〕

教育研究の評価と教育方法の改善について、「法科院基準」は、専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法を整備することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、全学的に実施される「教員活動自己点検」を通じて対応している。この制度は、2011年度から実施されており、「教員自らの意思と責任で、教育研究活動等の目標を設定し、そのもとで自身の活動やその成果を点検し、今後の諸活動における維持・改善・向上に向け意欲的に取り組むことを目的」（資料3-18-1）としている。

評価項目については、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「大学管理運営」に大別され、各大項目には、「重点目標」、「活動状況」、「達成状況」及び「今後の課題」等の小項目が設定されている（資料3-18-2）。

法科大学院の専任教員は、全員がこの制度に基づく点検・評価に取り組んでおり、各教員は、毎年度、期首に当該年度の目標を設定する。設定した期首目標については、全学の

「ポータルサイト」にリンクされている「教員活動自己点検システム」に入力する。期末には、各項目の目標達成状況を点検し、その結果を同システムに入力する。

評価結果の活用方法については、全学的に確認された活用に関するガイドラインに基づき、各教員は、「教育、研究、社会貢献、大学管理運営等の諸活動への点検・改善のために活用」することとなっている（資料3-18-1）。

#### **〔点検・評価（長所と問題点）〕**

すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、改善につなげていることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### **〔根拠・参照資料〕**

資料3-18-1 「教員活動自己点検 点検結果の活用に関するガイドライン」2013年2月14日 全学大学評価会議承認【巻末リストA008】

資料3-18-2 龍谷大学「2013（平成25）年度【法科大学院】教員活動自己点検シート（様式）」【巻末リストJ005】

### **3-19 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）**

#### **〔現状の説明〕**

教員組織に係る特色ある取り組みとしては、各教員が分野内での打合せ等を適宜行い、連携して教育改善に取り組んでいる点が挙げられる。「龍谷版到達目標」の策定でも、実質的な作業は分野単位で行っており、教員間での連携の成果が発揮されることとなった。

#### **〔点検・評価（長所と問題点）〕**

「龍谷版到達目標」の策定作業で発揮された分野単位での教育相互の連携及びそれによる教育改善への取り組みについては、本法科大学院の特色であると考えられることから、適切に対応しているものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。